

1 改正の趣旨

第183回国会において成立した金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、警備業の要件に関する規則ほか5規則について所要の改正を行う。

2 改正の内容

改正法の施行により金融商品取引法等の一部の号の繰上げ又は繰下げが生じることから、当該号を引用する以下の条項に技術的修正を行う。

- (1) 警備業の要件に関する規則第2条第8号、第20号、第43号及び第53号
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第7条第8号、第20号、第43号及び第53号
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第1条第8号、第20号、第43号及び第53号
- (4) 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第8号、第20号、第43号及び第53号
- (5) 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第1条第8号、第20号、第43号及び第53号
- (6) 確認事務の委託の手續等に関する規則第3条第8号、第20号、第43号及び第53号

※ 上記(3)は、暴力団の指定要件の一つである犯罪経歴保有者の人数比率を算定する際の対象となる罪（暴力的不法行為等）として金融商品取引法違反（不正の手段により登録を受ける罪等）等を規定。

※ その他は、警備業の認定、風俗営業の許可、銃砲等の所持の許可、自動車運転代行業の認定及び放置車両の確認等の事務の委託を受ける法人の登録の欠格事由に係る罪として金融商品取引法違反（不正の手段により登録を受ける罪等）等を規定。

3 施行期日

平成25年7月9日（改正法の一部施行日）

※ 下線部は、改正法の施行日（同年6月19日から1年以内の政令で定める日）に施行

※ 二重下線部は、同年7月9日と改正法の施行日に二段階施行

1 経緯

平成24年8月に発出された「警察改革の精神」の徹底のために実現すべき施策のうち、施策10「女性警察官の採用・登用の拡大」等の実施に際し、5名の部外有識者による検討会が開催され、平成25年5月30日に「警察における女性の視点を一層反映した対策の推進に関する報告書」が取りまとめられたことから、同報告書に基づく施策を推進するもの。

2 推進体制

- 警察庁において、官房長を長とし、関係課長を構成員とする「女性の視点を一層反映した警察運営推進委員会」を設置。その下に、人事課に新たに配属する女性課長補佐等をメンバーとするプロジェクトチームを設置（PT長は滝澤犯罪被害者支援室長。）。【別添1】
- 都道府県警察において、女性警察官登用のためのプロジェクトチームを設置するなどし、能力・実績に応じた積極的な人材登用や、女性職員が出産・育児を経ても働きやすい職場づくりを推進（6月28日の全国総務・警務部長会議において指示。）。

3 推進すべき施策

幹部職員を始めとする全職員の意識改革を徹底するとともに、下記の施策を推進。

(1) 能力・実績に応じた積極的な人材登用

女性警察官の配置可能ポストの見直し等により、平成35年4月時点で10%を目指すとした既存の「女性警察官の採用・登用拡大計画」を前倒しで達成。

(2) 女性職員が更に働きやすい職場づくり

- ・ 全女性職員（約3万人）を対象として実施したアンケートの結果【別添2】や、継続実施していく管区単位での女性交流会議により、女性職員の要望・意見を把握。
- ・ 周囲に気兼ねすることなく育児休業等の制度を取得できるような仕組みの構築や、昇任に伴う宿泊を義務付けた入校の負担軽減などにより、仕事と育児等の両立支援制度の充実を図る。

1 会議の概要

情報通信ネットワークの安全性・信頼性を確保することを目的に、情報セキュリティに関する産業界等と政府機関との連携の在り方、特に警察との連携の在り方について有識者等による検討を行うため、平成13年度に設置された生活安全局長主催の私的懇談会。過去のテーマは別添1のとおり。

2 会議テーマ等

(1) テーマ

「サイバー空間の脅威に対処するための産学官連携の在り方」
～日本版NCFTAの創設に向けて～

(2) 検討内容

サイバー空間の脅威に対処するための我が国における産学官の連携の在り方について、米国に設立されたNCFTA*を参考に、次の項目について検討を行う。

- サイバー空間の脅威に関する産学官の保有する情報の集約・分析の在り方
- サイバー空間の脅威に関する産学官の連携による研究開発の在り方
- 捜査機関等の職員に対するトレーニングの提供の在り方
- 海外の関係機関等との連携の在り方 等

※ NCFTA(National Cyber-Forensics & Training Alliance)=FBI等の法執行機関、民間企業、学術機関を構成員として米国に設立された非営利団体で、サイバー犯罪に係る情報の集約・分析、海外を含めた捜査機関等の職員に対するトレーニング等を実施している。

3 構成員

別添2のとおり。

4 今後のスケジュール

- (1) 6回程度会議を開催し、報告書として取りまとめる。
- (2) 第1回会議は、7月5日(金)の予定。

1 検挙状況（7月3日（公示前日）現在）

検挙なし。

※ 前回（第22回：平成22年6月24日公示、7月11日投票）及び前々回（第21回：平成19年7月12日公示、7月29日投票）ともに、公示前の検挙はない。

2 警告状況（7月2日（公示前2日）現在）

7月2日現在、各都道府県警察が警告した件数は、712件であり、うち文書頒布違反が29件、文書掲示違反が654件である。

インターネットを利用した選挙違反の警告は12件であり、うちホームページ・ブログ利用が7件、SNS利用が4件、電子メール利用が1件である。

（単位：件）

| 区分 態様別 | 今回 (H25.7.2現在) | 前回 (H22.6.22現在) | 増減 |
|-----------|-------------------|--------------------|------|
| 文書頒布 | 29 | 22 | +7 |
| 文書掲示 | 654 | 533 | +121 |
| 言論 | 8 | 9 | -1 |
| その他 | 21 | 4 | +17 |
| 合計 | 712 | 568 | +144 |

（注）今回及び前回の件数は、いずれも公示前2日現在のものである。

〈違反取締本部設置前日～公示前2日比〉

| 区分 態様別 | 今回(7月4日公示、7月21日投票) (H25.6.26～H25.7.2の間) | | | 前回(6月24日公示、7月11日投票) (H22.6.16～H22.6.22の間) | | | 増減 件数 |
|-----------|--|-----|-----|--|-----|-----|----------|
| | 比例 | 選挙区 | 計 | 比例 | 選挙区 | 計 | |
| 文書頒布 | 7 | 6 | 13 | 1 | 4 | 5 | +8 |
| 文書掲示 | 54 | 117 | 171 | 52 | 139 | 191 | -20 |
| 言論 | 2 | 3 | 5 | 0 | 1 | 1 | +4 |
| その他 | 2 | 14 | 16 | 0 | 0 | 0 | +16 |
| 合計 | 65 | 140 | 205 | 53 | 144 | 197 | +8 |

1 発生日時・場所

平成25年6月28日（金）午後1時38分頃
東京都練馬区大泉町3丁目 練馬区立大泉第一小学校前歩道上

2 被疑者

住居 東京都練馬区

A (47歳)

※ 6月28日（金）午後3時26分、銃砲刀剣類所持等取締法違反（刃物2本所持）で現行犯逮捕

6月29日（土）午前9時40分、殺人未遂で通常逮捕

3 被害者

練馬区立大泉第一小学校1年生男児3名

① 6歳男児：右側頸部切創で経過観察入院4日間（通院加療約10日間）

② 6歳男児：右側頸部切創で通院加療約2週間

③ 7歳男児：右肘付近切創で通院加療約2週間

4 事案概要

上記日時場所において、下校途中の小学生3名に対し、車両から降車してきた被疑者が刃物で頸部等を切りつけ、同車両にて逃走したものを。

5 追跡・検挙状況

午後1時40分に110番通報を受理した警視庁では、直ちに緊急配備を行うとともに、警視庁から広域緊急配備の依頼を受けた埼玉県警察においても緊急配備。午後2時12分、埼玉県入間郡三芳町において、埼玉県警察が被疑者車両を発見、職務質問。午後3時26分、警視庁において銃刀法違反で現行犯逮捕。

6 警察の対応

警察庁においては、事件発生当日、全国の都道府県警察に対して、

○ 学校周辺や通学路等における街頭活動の強化

○ 関係機関・団体との連携の強化

○ 「子ども110番の家」との連携

○ 先制・予防的活動の推進

等、子供の犯罪被害を防止するための諸対策を指示。

警視庁・福岡県警察・沖縄県警察共同捜査本部は、平成25年6月29日、道仁会会長らによるゴルフ場利用権詐欺事件につき、被疑者5名を逮捕した。

1 被疑者

- (1) 住居 福岡県久留米市
職業 道仁会会長
小林 哲 治 (こばやし てつじ) 57歳
- (2) 住居 東京都板橋区
職業
65歳
- (3) 住居 熊本県熊本市西区
職業
51歳
- (4) 住居 沖縄県那覇市
職業
41歳
- (5) 住居 沖縄県宜野湾市
職業
42歳

2 事案の概要

被疑者らは、共謀の上、平成25年1月12日、沖縄県内所在のゴルフ場が暴力団構成員の入場及び施設利用を禁止しているにもかかわらず、暴力団構成員であることを秘して、同ゴルフ場の施設を利用し、もって人を欺いて財産上不法の利益を得たものである。

ITS(Intelligent Transport Systems=高度道路交通システム)世界会議は、世界規模での情報交換と協力体制の構築を目的として、平成6年以降毎年開催。第20回会議は、10月14日(月・祝)から18日(金)まで開催される予定(過去の日本開催は、平成7年横浜市、平成16年名古屋市の2回)。

1 会議の概要

(1) 主催者

第20回ITS世界会議東京2013日本組織委員会

(2) 開催テーマ

「Open ITS to the Next」

(3) 開催日程、場所

- 14日 東京国際フォーラム(開会式)
- 15～18日 東京ビッグサイト(各種会議、展示及び閉会式)

(4) 開催概要

- 参加国約60か国、参加者約8,000人を目標
- 約250の専門家会議(セッション)を開催
- 最新のITSの成果について、会場内又は公道におけるデモンストラーションで体験

官民連携の取組として、次世代の路車、車車協調システムを体験できる ITS Green Safety ショーケースを企画

- ITS関係省庁、企業等による先端技術を紹介する展示会の開催

2 警察としての対応

(1) 関係都県警察、一般社団法人 UTMS協会と連携し、ITS Green Safety の一つである「次世代DSSS」(電波を活用したDSSS、簡易版DSSS、信号情報活用運転支援)、テクニカルビジットとして「横浜みなと未来V2I」を企画し、路車協調システムの体験乗車を予定

(2) 警察庁展示において、「次世代DSSS」の各サービスについて運転シミュレータ等で紹介

(3) 警察庁及び各都県警察は各セッションに参加し、路車協調システムの開発・交通管制システムの高度化などについて発表予定

1 交通事故死者数が2千人台となった日について

6月30日(日)、昨年より7日早いペースで交通事故死者数が2千人台(2,005人)となった。

《近年の交通事故死者2千人台となった日》

| | | | | |
|-------|---------|--------|--------|---------|
| 平成20年 | ～ 6月5日 | 2,003人 | (年間死者数 | 5,197人) |
| 平成21年 | ～ 6月10日 | 2,009人 | (同 上 | 4,968人) |
| 平成22年 | ～ 6月13日 | 2,003人 | (同 上 | 4,922人) |
| 平成23年 | ～ 6月19日 | 2,001人 | (同 上 | 4,663人) |
| 平成24年 | ～ 7月7日 | 2,003人 | (同 上 | 4,411人) |

2 6月末現在の交通事故発生状況について

本年6月末現在の交通事故発生状況は

| | | | | |
|------|----------|-----|-----------|--------|
| 発生件数 | 303,457件 | 前年比 | - 10,345件 | - 3.3% |
| 死者数 | 2,005人 | 同 上 | + 71人 | + 3.7% |
| 負傷者数 | 376,139人 | 同 上 | - 11,723人 | - 3.0% |

である。

《近年の交通事故死者数(各年6月末現在)》

| | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 死者数(人) | 2,312 | 2,248 | 2,198 | 2,131 | 1,934 |
| 前年比(人) | - 366 | - 243 | - 193 | - 126 | - 197 |
| 増減率(%) | -13.7 | -10.8 | - 8.8 | - 5.9 | - 9.2 |

《交通事故の主な特徴(6月末現在)》

- ※ 高齢死者数が1,044人(+63人 +6.4%)で構成率52.1%
- ※ 飲酒死亡事故(原付以上第1当)が128件(+23件 +21.9%)

3 当面の死亡事故抑止対策について

(1) 都道府県警察への通達発出

平成12年以降13年ぶりに上半期の交通事故死者数が前年を上回ったことから、例年の傾向である

- 夏季からの死者数の増加
- 秋季における薄暮時間帯の歩行中死者数の増加
- 年末にかけた飲酒運転による交通事故の増加

等を踏まえ、先制的な抑止対策を実施するべく、各種高齢者対策の積極的推進、薄暮時間帯への体制シフトなど効果的な街頭活動の強化、その他広報啓発活動の徹底等を内容とする通達を発出した。

(2) 督励指導の実施

死亡事故増加県(前年比・過去5年平均比ともに増加)を対象に、下半期の取組強化等を内容とする督励指導を適宜実施することとしている。